

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-73667

(P2015-73667A)

(43) 公開日 平成27年4月20日(2015.4.20)

(51) Int.Cl.

A45D 34/04 (2006.01)

F I

A 4 5 D 34/04 5 1 0 C

A 4 5 D 34/04 5 2 5 A

テーマコード (参考)

審査請求 有 請求項の数 3 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2013-210836 (P2013-210836)
 (22) 出願日 平成25年10月8日 (2013.10.8)
 (11) 特許番号 特許第5566518号 (P5566518)
 (45) 特許公報発行日 平成26年8月6日 (2014.8.6)

(71) 出願人 591147339
 株式会社トキワ
 岐阜県中津川市桃山町3番20号
 (74) 代理人 100088155
 弁理士 長谷川 芳樹
 (74) 代理人 100113435
 弁理士 黒木 義樹
 (72) 発明者 田中 正弘
 埼玉県川口市栄町一丁目19番26号 株
 式会社トキワ内

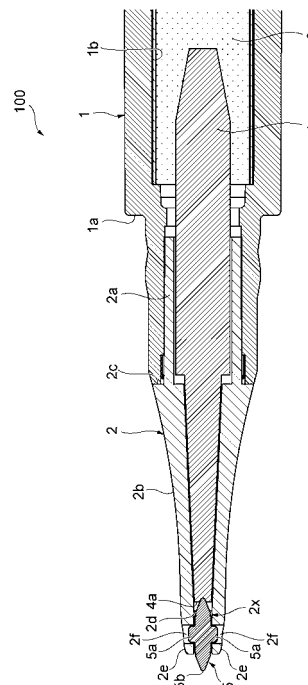
(54) 【発明の名称】 塗布体付き化粧料容器

(57) 【要約】

【課題】皮膚が引っ張られることがなく使用感を向上できると共に、線が飛び飛びになることがなく線を綺麗に描くことができる塗布体付き化粧料容器を提供する。

【解決手段】塗布体5を、容器内の液状化粧料を送り出す中継芯4に接触させると共に容器先端の液状化粧料の出口2xに配置し、この塗布体5を円盤状に構成し塗布の際に回転させることで、従来生じていた引っ掛かりを抑止しながら皮膚に細い線を描くことを可能とする。その結果、皮膚が引っ張られることがなく使用感を向上できると共に、線が飛び飛びになることがなく線を綺麗に描くことができる。

【選択図】 図4



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

容器内に収容された液状化粧品を中継芯を介して容器先端に配置された塗布体に送り当該塗布体により前記液状化粧品を塗布する塗布体付き化粧品容器であって、

前記塗布体は、前記容器先端の前記液状化粧品の出口に回転可能に配置され、前記中継芯に接触する円盤状の塗布体であることを特徴とする塗布体付き化粧品容器。

【請求項 2】

前記円盤状の塗布体は、凸レンズ状であることを特徴とする請求項 1 記載の塗布体付き化粧品容器。

【請求項 3】

前記円盤状の塗布体は、その外周面に、周方向に沿って液溜まり用の溝を環状に備えることを特徴とする請求項 1 記載の塗布体付き化粧品容器。

【請求項 4】

前記円盤状の塗布体は、円環状の外周部と、当該外周部より内周側の空間部と、を有することを特徴とする請求項 1 記載の塗布体付き化粧品容器。

【請求項 5】

前記塗布体と前記中継芯との間に、前記中継芯より柔らかい第 2 の中継芯が介在していることを特徴とする請求項 1 ~ 4 の何れか一項に記載の塗布体付き化粧品容器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、塗布体付き化粧品容器に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、アイライナーを描く塗布具として、以下の特許文献 1 のものが知られている。この塗布具では、容器内にアイライナー液を含浸させた中綿が収容され、ポリエステル繊維等をウレタン樹脂等で固めた筆先のその後端部が中綿に差し込まれると共に、当該筆先の中心位置に軸線方向に沿って貫通孔が形成され、この貫通孔内に、合成樹脂から成る糸材を束ねて形成した糸状部材（塗布体）が集束されると共に、この糸状部材の先端が容器外へ所定長突出する構成とされている。そして、この塗布具では、中綿に含浸されたアイライナー液が糸状部材を介して当該糸状部材の尖った先端に伝わり、この尖った先端により

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特許第 4 3 9 2 8 4 7 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、このように尖った先端でアイラインを引くと、先端が瞼に引っ掛かることがあり、皮膚が引っ張られ良好な使用感が得られないと共に、線が飛び飛びになって綺麗に描けないという問題がある。

【0005】

そこで、本発明は、皮膚が引っ張られることがなく使用感を向上できると共に、線が飛び飛びになることがなく線を綺麗に描くことができる塗布体付き化粧品容器を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明による塗布体付き化粧品容器は、容器内に収容された液状化粧品を中継芯を介して容器先端に配置された塗布体に送り当該塗布体により液状化粧品を塗布する塗布体付き

10

20

30

40

50

化粧品容器であって、塗布体は、容器先端の液状化粧料の出口に回転可能に配置され、中継芯に接触する円盤状の塗布体であることを特徴としている。

【0007】

このような塗布体付き化粧品容器によれば、塗布体が、容器内の液状化粧料を送り出す中継芯に接触すると共に容器先端の液状化粧料の出口に配置され、この塗布体が円盤状を成し塗布の際に回転して線を描く。すなわち、塗布の際に円盤状の塗布体が回転するため、従来生じていた引っ掛かりが抑止され、その結果、皮膚が引っ張られることがなく使用感を向上できると共に、線が飛び飛びになることがなく線を綺麗に描くことができる。

【0008】

ここで、円盤状の塗布体は、凸レンズ状であると、例えばアイライナーやアイブロウ等の細い線を描くの好適である。

10

【0009】

また、円盤状の塗布体は、その外周面に、周方向に沿って液溜まり用の溝を環状に備えていると、塗布の際に、液溜まり用の溝により液状化粧料の含みが良く、その結果、線を一層綺麗に描くことができる。

【0010】

また、円盤状の塗布体は、円環状の外周部と、当該外周部より内周側の空間部と、を有していると、円環状の外周部より内周側の空間部には液状化粧料が付着しないため、塗布の際に塗布体が皮膚に沈み込む（めり込む）場合でも、皮膚に塗布される液状化粧料は、円環状の外周部の液状化粧料のみであり、従って、ばらつきのない所望の一定太さの線（一定で細い線）を常に描くことができる。

20

【0011】

また、塗布体と中継芯との間に、中継芯より柔らかい第2の中継芯が介在していると、第2の中継芯が適度な力で常に塗布体に接触し、当該塗布体の回転を妨げることなく、液状化粧料を塗布体に確実に転写できる。

【発明の効果】

【0012】

このように本発明によれば、皮膚が引っ張られることがなく使用感を向上できると共に、線が飛び飛びになることがなく線を綺麗に描くことができる塗布体付き化粧品容器を提供できる。

30

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本発明の第1実施形態に係る塗布体付き化粧品容器の外観を示す斜視図である。

【図2】図1の状態からキャップを取り外した状態を示す斜視図である。

【図3】図1に示す塗布体付き化粧品容器の縦断斜視図である。

【図4】図3中の要部の縦断面図である。

【図5】図4中の塗布体の斜視図である。

【図6】図5に示す塗布体の側面図である。

【図7】本発明の第2実施形態に係る塗布体付き化粧品容器の要部を示す縦断面図である。

40

【図8】本発明の第3実施形態に係る塗布体付き化粧品容器を示す一部破断斜視図である。

【図9】図8中の樹脂パネ付き先筒及び中継芯を示す一部破断斜視図である。

【図10】図9中の樹脂パネ付き先筒を示す斜視図である。

【図11】本発明の第4実施形態に係る塗布体付き化粧品容器の塗布体を示す斜視図である。

【図12】図11に示す塗布体の側面図である。

【図13】本発明の第5実施形態に係る塗布体付き化粧品容器の塗布体を示す斜視図である。

【図14】図13に示す塗布体の側面図である。

50

【図15】本発明の第6実施形態に係る塗布体付き化粧品容器の塗布体を示す斜視図である。

【図16】図15に示す塗布体の側面図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、本発明による塗布体付き化粧品容器の好適な実施形態について図1～図16を参照しながら説明する。図1～図6は、本発明の第1実施形態を、図7は、本発明の第2実施形態を、図8～図10は、本発明の第3実施形態を、図11及び図12は、本発明の第4実施形態を、図13及び図14は、本発明の第5実施形態を、図15及び図16は、本発明の第6実施形態を各々示すものである。

10

【0015】

まず、図1～図6に示す第1実施形態を説明する。図1～図4は、第1実施形態に係る塗布体付き化粧品容器を示す各図、図5及び図6は、塗布体を示す各図である。

【0016】

本実施形態の塗布体付き化粧品容器は、液状化粧料を被塗布部である皮膚等に塗布する際に用いられるものであり、特に、アイライナーのように瞼に細い線を描いたり、アイブロウのように眉毛の細い線を描くのに好適なものである。

【0017】

図1～図3に示すように、塗布体付き化粧品容器100は、容器外郭を構成する容器本体1及び先筒2と、容器本体1内に収容された中綿3と、容器本体1及び先筒2内に収容された中継芯4と、先筒2の先端に装着された塗布体5と、を概略備える。

20

【0018】

容器本体1は、例えばPP等から形成され、先細の段付き円筒状に構成される。図3に示すように、容器本体1の段差部1aより後側の筒孔は、液状化粧料を収容するための収容部1bとされ、この収容部1bに、液状化粧料を含浸した中綿3が充填される。中綿3は、アジャスター6によりそのサイズが調節可能とされている。そして、容器本体1の後端の開口は、尾栓7を容器本体1に装着することにより、閉じられている。

【0019】

先筒2は、例えばPP等から形成され、図2～図4に示すように、後半部2aが円筒状に構成されると共に、これより前側が扁平筒状部2bとされている。この扁平筒状部2bは、後半部2aに対し段差部2cを介して外面が拡径されて横断面（軸線方向に直交する断面）略長方形の4角筒形状を呈すると共に、この横断面4角筒形状の長径側及び短径側の外面の両方が先端へ行くに従い多少内側に湾曲しながら小さくなっていく先細り形状とされている。この扁平筒状部2bの扁平な筒孔と後半部2aの円形の筒孔とは、扁平な筒孔の長径側の径と円形の筒孔の径とが一致し（図3参照）、扁平な筒孔の短径側の径は段差を介して円形の筒孔の径より小さくされている（図4参照）。

30

【0020】

また、図2及び図4に示すように、先筒2の先端の開口2xが液状化粧料の出口とされ、開口縁の短径側（図4の上下方向）に、長径側（図4の紙面垂直方向）の開口縁2dよりも前方に突出する突出部2eを、一対対向して備える。この突出部2eには、塗布体5を回転可能に支持するための支持穴2fが短径方向に貫くようにそれぞれ設けられている。

40

【0021】

そして、先筒2は、円筒状の後半部2aが、容器本体1の円筒状の先端部の筒内に進入し、その段差部2cが容器本体1の先端面に突き当たり、この状態で、容器本体1に回転不能且つ軸線方向移動不能に装着される。また、この状態で、容器本体1の筒孔と先筒2の筒孔は連通した状態にある。

【0022】

中継芯4は、例えばやポリエステルやナイロン等を糊で固めて研磨したもので、軸線方向に延在している。図3及び図4に示すように、中継芯4は、容器本体1及び先筒2の筒

50

孔内に配置され、その後端側の部分が中綿3に差し込まれると共に、その先端側の部分が、先筒2の先端の開口2xへ向かうように延びている。この中継芯4は、毛細管現象により中綿3の液状化粧品を吸い上げ当該中継芯4の先端へ供給する。

【0023】

塗布体5は、例えばPOM等から形成され、図5及び図6に示すように、円盤状に構成される。この円盤状の塗布体5は、ここでは、凸レンズ状とされ、中心軸の位置に、その外面から軸線方向外側へ突出する軸部5aをそれぞれ備える。

【0024】

なお、塗布体5は、第1実施形態及び後述の第2～第6実施形態において、皮膚への塗布の際に痛くないように、その塗布面となる外周面5bが先鋭ではなく、R状の丸味を帯びた形状とされている。

10

【0025】

円盤状の塗布体5は、図4に示すように、先筒2の対向する突出部2e, 2e同士を短径方向に多少押し広げながら、突出部2e, 2e同士間に押し込まれ、その軸部5a, 5aが先筒2の支持穴2f, 2fに進入することで、先筒2の先端部に回転可能に支持される。そして、円盤状の塗布体5は、その外周面5bが、中継芯4の先端面4aに適度な力で接触した状態にある。また、塗布体5の軸部5aを除く厚みと中継芯4の先端の幅とは略同一とされており、容器のコンパクト化が図られている。

【0026】

なお、塗布体5を、中心軸と当該中心軸以外の円盤部分との2部品とし、中心軸以外の円盤部分に中心軸を嵌着して一体化するように構成しても良い。この場合、中心軸を例えばPOM等から形成し、円盤部分をナイロンやポリエステル等から形成する構成が挙げられる。

20

【0027】

そして、容器先端には、図1及び図3に示すように、塗布体5等を保護するための有底円筒形状のキャップ10が着脱自在に装着される。キャップ10内には、さらに内キャップ10aが設けられ、これらのキャップ10及び内キャップ10aは、例えばPP等から形成される。内キャップ10aは、有底円筒形状の収容部10bを有し、キャップ10が容器本体1の先端に装着されたときに、収容部10b内に円盤状の塗布体5を収容する。この収容部10bは、キャップ10内の空間を埋めて空気残量を少なくし揮発を抑えるのに寄与する。そして、キャップ10を容器本体1の先端に装着しキャップ10と容器本体1の先端とが嵌合することにより、容器内の気密が保たれる。

30

【0028】

このように構成された塗布体付き化粧品容器100にあっては、中綿3に含浸された液状化粧品は、毛細管現象により中継芯4を通してその先端面4aに送り出され、先端面4aに接触している塗布体5の外周面5bに転写される。

【0029】

この状態で、例えばアイライナーやアイブロウのように皮膚に細い線を描く場合には、塗布体5を皮膚に押し当てた状態で、例えば筆で描くように塗布体付き化粧品容器100を皮膚に沿って移動させる。

40

【0030】

すると、円盤状の塗布体5が回転し、この回転する塗布体5により液状化粧品が皮膚に転写され細い線が描かれる。

【0031】

このように、本実施形態においては、塗布体5が、容器内の液状化粧品を送り出す中継芯4に接触すると共に容器先端の液状化粧品の出口2xに配置され、この塗布体5が円盤状を成し塗布の際に回転して線を描く、すなわち、塗布の際に円盤状の塗布体5が回転するため、従来生じていた引っ掛かりが抑止され、その結果、皮膚が引っ張られることがなく使用感を向上できると共に、線が飛び飛びになることがなく線を綺麗に描くことができる。

50

【0032】

また、円盤状の塗布体5が凸レンズ状のため、アイライナーやアイブロー等の細い線を好適に描くことができる。

【0033】

図7は、本発明の第2実施形態に係る塗布体付き化粧料容器の要部を示す縦断面図である。

【0034】

この第2実施形態の塗布体付き化粧料容器200が、第1実施形態の塗布体付き化粧料容器100と違う点は、塗布体5と中継芯4との間に、中継芯4より柔らかい第2の中継芯8を介在させた点である。この第2の中継芯8は、中継芯4より柔らかい材質から成り、ここでは、例えばスポンジとされている。

10

【0035】

このような第2実施形態によれば、塗布体5と中継芯4との間に、中継芯4より柔らかい第2の中継芯8が介在しているため、第2の中継芯8が適度な力で常に塗布体5に接触し、当該塗布体5の回転を妨げることなく、液状化粧料を塗布体5に確実に転写できる。

【0036】

図8は、本発明の第3実施形態に係る塗布体付き化粧料容器を示す一部破断斜視図、図9は、図8中の樹脂パネ付き先筒及び中継芯を示す一部破断斜視図、図10は、図9中の樹脂パネ付き先筒を示す斜視図である。

【0037】

この第3実施形態の塗布体付き化粧料容器300が、第1実施形態の塗布体付き化粧料容器100と違う点は、第1実施形態の先筒2に代えて、樹脂パネ付き先筒22を用いた点である。

20

【0038】

樹脂パネ付き先筒22は、第1実施形態の先筒2の後端から樹脂パネ12が後方へ延びる構成であり、例えばPP等による一体成形品である。樹脂パネ12は、螺旋状のスリット12aを備え二条螺子状に構成されている。そして、この第3実施形態では、図9に示すように、中継芯4の後部の外周面が、段差部4bを介して前側より拡径されており、この拡径された外周面に、樹脂パネ12の後端部の内周面が固着されている。

【0039】

このような第3実施形態によれば、樹脂パネ12が中継芯4を前方へ付勢し当該中継芯4の先端面4aを塗布体5の外周面5bに押し当てるため、中継芯4が適度な力で常に塗布体5に接触し、当該塗布体5の回転を妨げることなく、液状化粧料を塗布体5に確実に転写できる。

30

【0040】

なお、樹脂パネ12と同様な作用を奏すれば、樹脂パネ12以外の弾性体を用いても勿論良い。

【0041】

図11は、本発明の第4実施形態に係る塗布体付き化粧料容器の塗布体を示す斜視図、図12は、図11に示す塗布体の側面図である。

40

【0042】

この第4実施形態の塗布体15が、第1実施形態の塗布体5と違う点は、円盤状の塗布体の外周面に、周方向に沿って液溜まり用の溝15bを環状に備えた点である。

【0043】

このような第4実施形態によれば、塗布の際に、液溜まり用の溝15bより液状化粧料の含みが良く、その結果、線を一層綺麗に描くことができる。

【0044】

図13は、本発明の第5実施形態に係る塗布体付き化粧料容器の塗布体を示す斜視図、図14は、図13に示す塗布体の側面図である。

【0045】

50

この第5実施形態の塗布体25が、第1実施形態の塗布体5と違う点は、円盤状の塗布体が、円環状（リング状）の外周部25aと、当該外周部25aより内周側の空間部25bと、を備えた点である。

【0046】

空間部25bは、軸部5aを有する円柱状の中央部25cに対して、円環状の外周部25aを、周方向に離間する複数（ここでは3個）の支持リブ25dで支持させる構成とすることで、支持リブ25d、25d同士の間形成されている。

【0047】

このような第5実施形態によれば、円環状の外周部25aより内周側の空間部25bには液状化粧品が付着しないため、塗布の際に塗布体25が皮膚に沈み込む（めり込む）場合でも、皮膚に塗布される液状化粧品は、円環状の外周部25aに転写された液状化粧品のみであり、従って、ばらつきのない所望の一定太さの線（一定で細かい線）を常に描くことができる。

10

【0048】

なお、支持リブ25dは、円環状の外周部25aより軸線方向内側にへこみ（図13の上下方向にへこみ）逃がっているため、この支持リブ25dに液状化粧品が付着することはない。

【0049】

因みに、円盤状の塗布体に空間部25bを設けず、円環状の外周部25aより内周側の部分の軸線方向厚さを、円環状の外周部25aの軸線方向厚さより薄くした（軸線方向内側にへこませた）塗布体としても良い。このような構成を採用した場合、円環状の外周部25aより内周側の部分が、上記支持リブ25dと同様に、外周部25aに対して軸線方向内側にへこみ逃がっているため、塗布の際に塗布体が皮膚に沈み込む場合でも、皮膚に塗布される液状化粧品は、円環状の外周部25aの液状化粧品のみであり、従って、図13及び図14に示す塗布体25と同様に、ばらつきのない所望の一定太さの線を常に描くことができる。

20

【0050】

図15は、本発明の第6実施形態に係る塗布体付き化粧品容器の塗布体を示す斜視図、図16は、図15に示す塗布体の側面図である。

【0051】

この第6実施形態の塗布体35が、第1実施形態の塗布体5と違う点は、円盤状の塗布体の外周面5bに、周方向に沿って凹部35c、凸部35dが連続する凹凸部35bを設けた点である。

30

【0052】

このような第6実施形態によれば、塗布体35の凹凸部35bに液状化粧品が付着し、特に凹部35cに睫毛が入り込むため、睫毛と睫毛との間に凸部35dにより液状化粧品を塗布するのが容易である。

【0053】

以上、本発明をその実施形態に基づき具体的に説明したが、本発明は上記実施形態に限定されるものではなく、例えば、上記実施形態においては、液状化粧品を含浸した中綿3を容器本体1内に収容し、液状化粧品を中綿3から中継芯4を介して塗布体5、15、25に供給する中綿式を採用しているが、中綿3がなく液状化粧品を容器本体1内に直接充填し蛇腹構造により液状化粧品の流量をコントロールしながら中継芯4を介して塗布体5、15、25に供給する直液式を採用しても良い。この蛇腹構造の場合、中継芯4として、例えばアクリル樹脂等を用いることができる。

40

【0054】

また、上記実施形態においては、容器本体1と先筒2を別部品としているが、一体品の容器としても勿論良い。

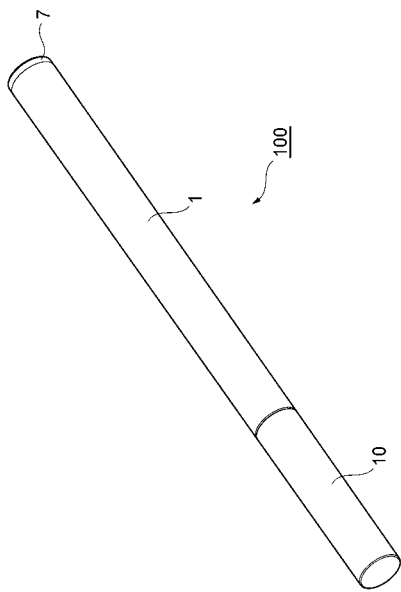
【符号の説明】

【0055】

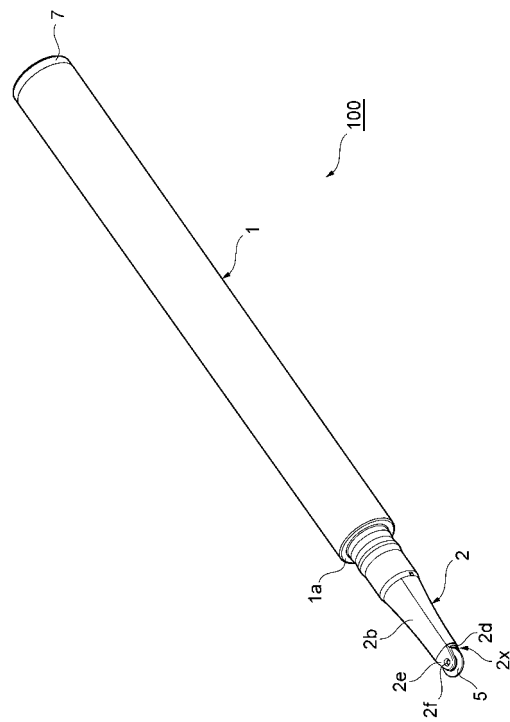
50

1 ... 容器本体、2, 2 2 ... 先筒、4 ... 中継芯、5, 1 5, 2 5, 3 5 ... 塗布体、8 ... 第2の中継芯、1 5 b ... 液溜まり用の溝、2 5 a ... 円環状の外周部、2 5 b ... 空間部、1 0 0, 2 0 0, 3 0 0 ... 塗布体付き化粧品容器。

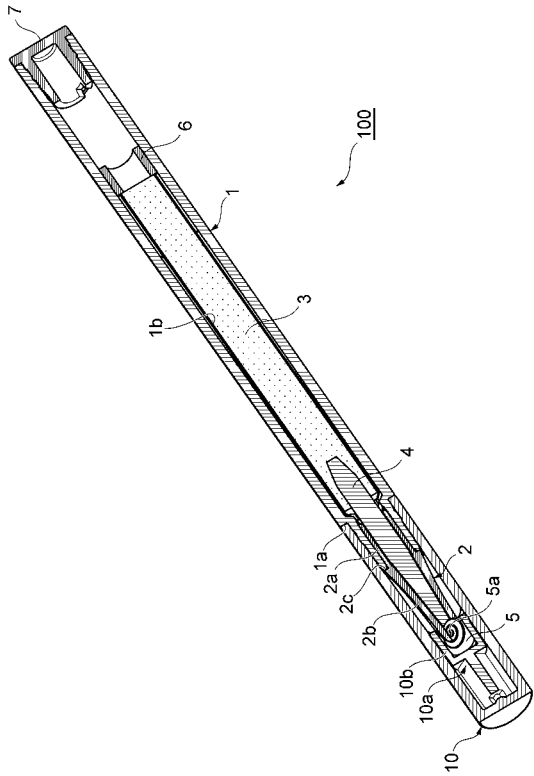
【 図 1 】



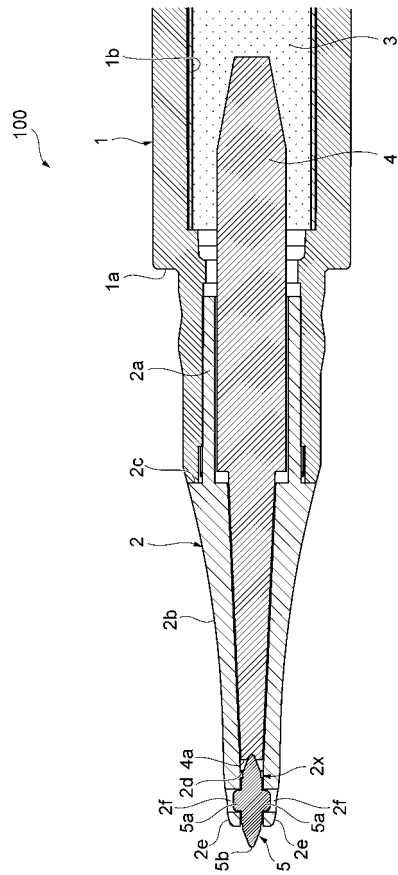
【 図 2 】



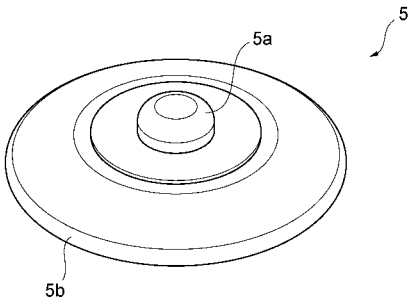
【 図 3 】



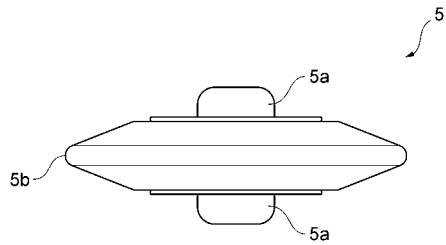
【 図 4 】



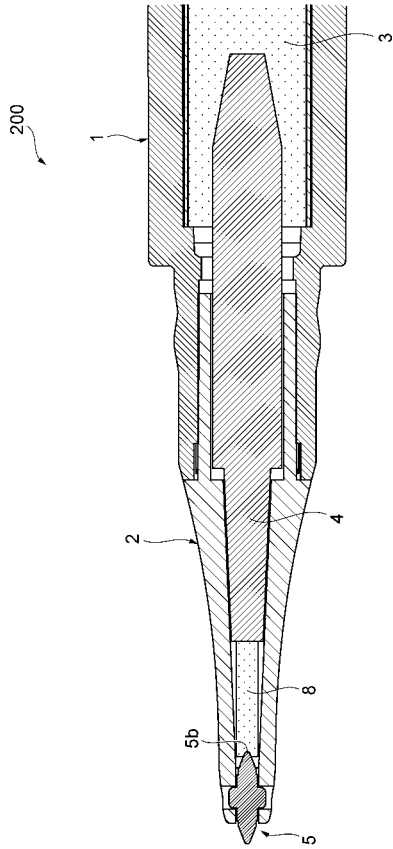
【 図 5 】



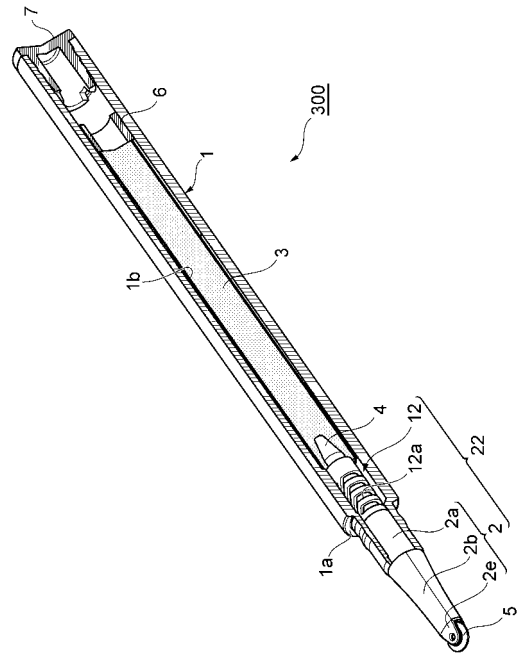
【 図 6 】



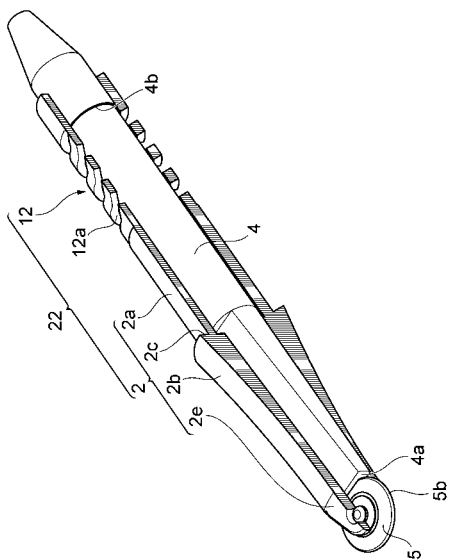
【 図 7 】



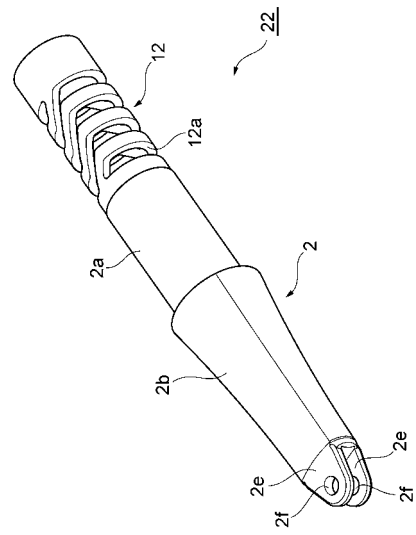
【 図 8 】



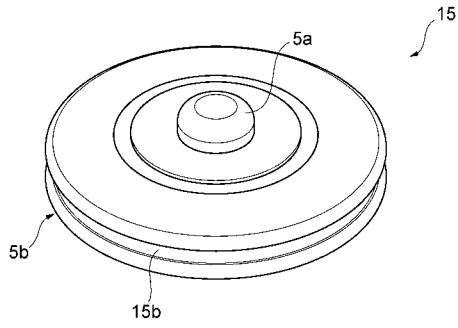
【 図 9 】



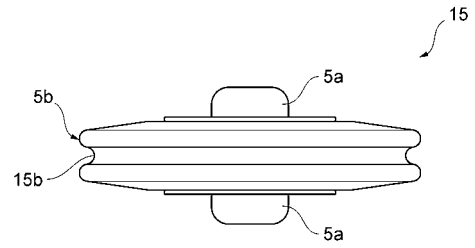
【 図 10 】



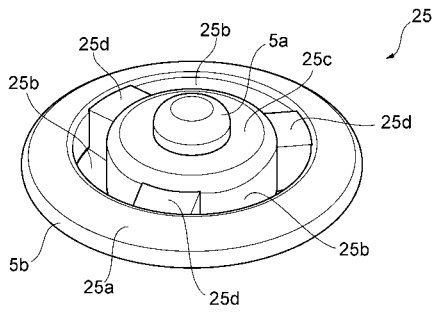
【 図 1 1 】



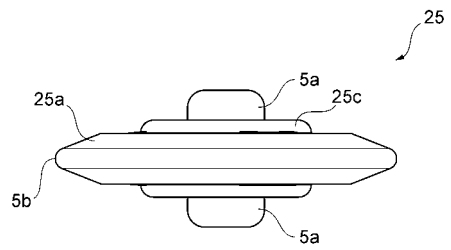
【 図 1 2 】



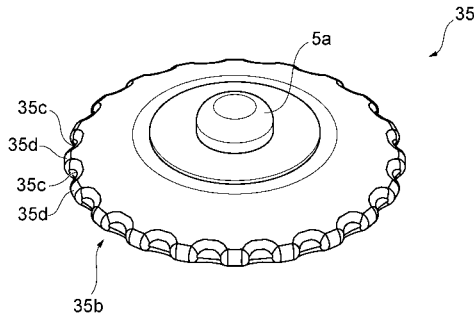
【 図 1 3 】



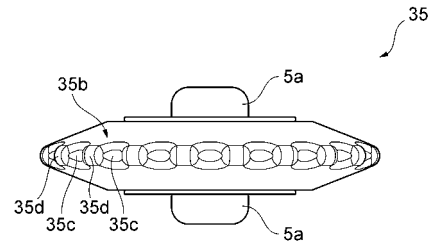
【 図 1 4 】



【図 15】



【図 16】



【手続補正書】

【提出日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

容器内に収容された液状化粧料を中継芯を介して容器先端に配置された塗布体に送り当該塗布体により前記液状化粧料を塗布する塗布体付き化粧料容器であって、

前記塗布体は、前記容器先端の前記液状化粧料の出口に回転可能に配置され、前記中継芯に接触する円盤状の塗布体であり、

前記円盤状の塗布体は、円環状の外周部と、当該外周部より内周側の空間部と、を有することを特徴とする塗布体付き化粧料容器。

【請求項 2】

前記円盤状の塗布体は、その外周面に、周方向に沿って液溜まり用の溝を環状に備えることを特徴とする請求項 1 記載の塗布体付き化粧料容器。

【請求項 3】

前記塗布体と前記中継芯との間に、前記中継芯より柔らかい第 2 の中継芯が介在していることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の塗布体付き化粧料容器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明による塗布体付き化粧料容器は、容器内に収容された液状化粧料を中継芯を介して容器先端に配置された塗布体に送り当該塗布体により液状化粧料を塗布する塗布体付き化粧料容器であって、塗布体は、容器先端の液状化粧料の出口に回転可能に配置され、中継芯に接触する円盤状の塗布体であり、円盤状の塗布体は、円環状の外周部と、当該外周部より内周側の空間部と、を有することを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このような塗布体付き化粧料容器によれば、塗布体が、容器内の液状化粧料を送り出す中継芯に接触すると共に容器先端の液状化粧料の出口に配置され、この塗布体が円盤状を成し塗布の際に回転して線を描く。すなわち、塗布の際に円盤状の塗布体が回転するため、従来生じていた引っ掛かりが抑止され、その結果、皮膚が引っ張られることがなく使用感を向上できると共に、線が飛び飛びになることがなく線を綺麗に描くことができる。

また、円環状の外周部より内周側の空間部には液状化粧料が付着しないため、塗布の際に塗布体が皮膚に沈み込む（めり込む）場合でも、皮膚に塗布される液状化粧料は、円環状の外周部の液状化粧料のみであり、従って、ばらつきのない所望の一定太さの線（一定で細い線）を常に描くことができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

【図1】本発明の第1参考形態に係る塗布体付き化粧料容器の外観を示す斜視図である。

【図2】図1の状態からキャップを取り外した状態を示す斜視図である。

【図3】図1に示す塗布体付き化粧料容器の縦断斜視図である。

【図4】図3中の要部の縦断面図である。

【図5】図4中の塗布体の斜視図である。

【図6】図5に示す塗布体の側面図である。

【図7】本発明の第2参考形態に係る塗布体付き化粧料容器の要部を示す縦断面図である。

。

【図8】本発明の第3参考形態に係る塗布体付き化粧料容器を示す一部破断斜視図である。

。

【図9】図8中の樹脂パネ付き先筒及び中継芯を示す一部破断斜視図である。

【図10】図9中の樹脂パネ付き先筒を示す斜視図である。

【図 1 1】本発明の第 4 参考形態に係る塗布体付き化粧料容器の塗布体を示す斜視図である。

【図 1 2】図 1 1 に示す塗布体の側面図である。

【図 1 3】本発明の第 1 実施形態に係る塗布体付き化粧料容器の塗布体を示す斜視図である。

【図 1 4】図 1 3 に示す塗布体の側面図である。

【図 1 5】本発明の第 5 参考形態に係る塗布体付き化粧料容器の塗布体を示す斜視図である。

【図 1 6】図 1 5 に示す塗布体の側面図である。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 4】

以下、本発明による塗布体付き化粧料容器の好適な実施形態及び参考形態について図 1 ~ 図 1 6 を参照しながら説明する。図 1 ~ 図 6 は、本発明の第 1 参考形態を、図 7 は、本発明の第 2 参考形態を、図 8 ~ 図 1 0 は、本発明の第 3 参考形態を、図 1 1 及び図 1 2 は、本発明の第 4 参考形態を、図 1 3 及び図 1 4 は、本発明の第 1 実施形態を、図 1 5 及び図 1 6 は、本発明の第 5 参考形態を各々示すものである。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 5】

先ず、図 1 ~ 図 6 に示す第 1 参考形態を説明する。図 1 ~ 図 4 は、第 1 参考形態に係る塗布体付き化粧料容器を示す各図、図 5 及び図 6 は、塗布体を示す各図である。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 6】

本参考形態の塗布体付き化粧料容器は、液状化粧料を被塗布部である皮膚等に塗布する際に用いられるものであり、特に、アイライナーのように瞼に細い線を描いたり、アイブローのように眉毛の細い線を描くのに好適なものである。

【手続補正 1 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 4】

なお、塗布体 5 は、第 1 参考形態及び後述の第 2 ~ 第 5 参考形態、第 1 実施形態において、皮膚への塗布の際に痛くないように、その塗布面となる外周面 5 b が先鋭ではなく、R 状の丸味を帯びた形状とされている。

【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

このように、本参考形態においては、塗布体5が、容器内の液状化粧料を送り出す中継芯4に接触すると共に容器先端の液状化粧料の出口2×に配置され、この塗布体5が円盤状を成し塗布の際に回転して線を描く、すなわち、塗布の際に円盤状の塗布体5が回転するため、従来生じていた引っ掛かりが抑止され、その結果、皮膚が引っ張られることがなく使用感を向上できると共に、線が飛び飛びになることがなく線を綺麗に描くことができる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

図7は、本発明の第2参考形態に係る塗布体付き化粧料容器の要部を示す縦断面図である。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

この第2参考形態の塗布体付き化粧料容器200が、第1参考形態の塗布体付き化粧料容器100と違う点は、塗布体5と中継芯4との間に、中継芯4より柔らかい第2の中継芯8を介在させた点である。この第2の中継芯8は、中継芯4より柔らかい材質から成り、ここでは、例えばスポンジとされている。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

このような第2参考形態によれば、塗布体5と中継芯4との間に、中継芯4より柔らかい第2の中継芯8が介在しているため、第2の中継芯8が適度な力で常に塗布体5に接触し、当該塗布体5の回転を妨げることなく、液状化粧料を塗布体5に確実に転写できる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

図8は、本発明の第3参考形態に係る塗布体付き化粧料容器を示す一部破断斜視図、図9は、図8中の樹脂パネ付き先筒及び中継芯を示す一部破断斜視図、図10は、図9中の樹脂パネ付き先筒を示す斜視図である。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

この第3参考形態の塗布体付き化粧料容器300が、第1参考形態の塗布体付き化粧料容器100と違う点は、第1参考形態の先筒2に代えて、樹脂バネ付き先筒22を用いた点である。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

樹脂バネ付き先筒22は、第1参考形態の先筒2の後端から樹脂バネ12が後方へ延びる構成であり、例えばPP等による一体成形品である。樹脂バネ12は、螺旋状のスリット12aを備え二条螺子状に構成されている。そして、この第3参考形態では、図9に示すように、中継芯4の後部の外周面が、段差部4bを介して前側より拡径されており、この拡径された外周面に、樹脂バネ12の後端部の内周面が固着されている。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

このような第3参考形態によれば、樹脂バネ12が中継芯4を前方へ付勢し当該中継芯4の先端面4aを塗布体5の外周面5bに押し当てるため、中継芯4が適度な力で常に塗布体5に接触し、当該塗布体5の回転を妨げることなく、液状化粧料を塗布体5に確実に転写できる。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

図11は、本発明の第4参考形態に係る塗布体付き化粧料容器の塗布体を示す斜視図、図12は、図11に示す塗布体の側面図である。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

この第4参考形態の塗布体15が、第1参考形態の塗布体5と違う点は、円盤状の塗布体の外周面に、周方向に沿って液溜まり用の溝15bを環状に備えた点である。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

このような第4参考形態によれば、塗布の際に、液溜まり用の溝15bより液状化粧料の含みが良く、その結果、線を一層綺麗に描くことができる。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 4 4

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 4 4 】

図 1 3 は、本発明の第 1 実施形態に係る塗布体付き化粧料容器の塗布体を示す斜視図、
図 1 4 は、図 1 3 に示す塗布体の側面図である。

【手続補正 2 3】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 4 5

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 4 5 】

この第 1 実施形態の塗布体 2 5 が、第 1 参考形態の塗布体 5 と違う点は、円盤状の塗布体が、円環状（リング状）の外周部 2 5 a と、当該外周部 2 5 a より内周側の空間部 2 5 b と、を備えた点である。

【手続補正 2 4】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 4 7

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 4 7 】

このような第 1 実施形態によれば、円環状の外周部 2 5 a より内周側の空間部 2 5 b には液状化粧料が付着しないため、塗布の際に塗布体 2 5 が皮膚に沈み込む（めり込む）場合でも、皮膚に塗布される液状化粧料は、円環状の外周部 2 5 a に転写された液状化粧料のみであり、従って、ばらつきのない所望の一定太さの線（一定で細い線）を常に描くことができる。

【手続補正 2 5】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 4 9

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 4 9 】

因みに、参考形態として、円盤状の塗布体に空間部 2 5 b を設けず、円環状の外周部 2 5 a より内周側の部分の軸線方向厚さを、円環状の外周部 2 5 a の軸線方向厚さより薄くした（軸線方向内側にへこませた）塗布体としても良い。このような構成を採用した場合、円環状の外周部 2 5 a より内周側の部分が、上記支持リブ 2 5 d と同様に、外周部 2 5 a に対して軸線方向内側にへこみ逃がっているため、塗布の際に塗布体が皮膚に沈み込む場合でも、皮膚に塗布される液状化粧料は、円環状の外周部 2 5 a の液状化粧料のみであり、従って、図 1 3 及び図 1 4 に示す塗布体 2 5 と同様に、ばらつきのない所望の一定太さの線を常に描くことができる。

【手続補正 2 6】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 5 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 5 0 】

図 1 5 は、本発明の第 5 参考形態に係る塗布体付き化粧料容器の塗布体を示す斜視図、
図 1 6 は、図 1 5 に示す塗布体の側面図である。

【手続補正 2 7】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 5 1

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 5 1 】

この第5参考形態の塗布体35が、第1参考形態の塗布体5と違う点は、円盤状の塗布体の外周面5bに、周方向に沿って凹部35c、凸部35dが連続する凹凸部35bを設けた点である。

【手続補正28】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 5 2

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 5 2 】

このような第5参考形態によれば、塗布体35の凹凸部35bに液状化粧料が付着し、特に凹部35cに睫毛が入り込むため、睫毛と睫毛との間に凸部35dにより液状化粧料を塗布するのが容易である。